

体育・福祉高校あり方検討委員会報告書

平成 16 年 11 月

体育・福祉高校あり方検討委員会

目 次

第 1 体育・福祉高校の設置計画の現状について	・・・ 2
1 都立高校改革推進計画と体育・福祉高校設置構想の経緯	・・・ 2
(1) 都立高校改革推進計画	
(2) 体育・福祉高校の設置構想	
2 体育・福祉高校設置計画と三宅島火山災害による秋川校舎の利用	・・・ 3
(1) 秋川高校への三宅島民の避難と体育・福祉高校設置計画	
(2) 三宅島帰島に向けての動きと今後の秋川高校跡地の活用	
3 体育・福祉高校設置に関する都民の期待	・・・ 4
4 都立高校改革推進計画と体育・福祉に関する学科等の整備状況	・・・ 4
(1) 体育・福祉高校設置計画時の学科等の整備状況	
(2) 体育・福祉に関する学科等の進捗と今後の見通し	
第 2 体育・福祉高校の今後のあり方について	・・・ 7
1 体育・福祉高校の見直しの考え方と今後のあり方	・・・ 7
(1) 体育・福祉高校の見直しの考え方	
(2) 体育・福祉高校の今後のあり方（特色ある教育の充実）	
2 他の都立高校を活用した体育・福祉に関する学科設置	・・・ 8
(1) 体育・福祉に関する専門学科の設置	
(2) 体育・福祉に関する学科の規模等	
資料	・・・ 11
1 体育・福祉高校あり方検討委員会設置要綱及び委員名簿	
2 体育・福祉高校あり方検討委員会幹事会設置要綱及び幹事名簿	

第1 体育・福祉高校の設置と関係学科等の現状について

1 都立高校改革推進計画と体育・福祉高校設置構想の経緯

(1) 都立高校改革推進計画

東京都教育委員会は、平成7年12月に都立高校の現状や課題などを明らかにした「都立高校白書」を公表し、平成8年1月には、都立高校が抱えている諸課題を解決するため、「都立高校長期構想懇談会」を設置し、将来の都立高校のあるべき姿について諮問した。平成9年1月、同懇談会からの答申を受け、同年9月に「都立高校改革推進計画」を策定した。

この計画の実現に向けた具体的な計画として第一次実施計画（平成9年9月）及び第二次実施計画（平成11年10月）を策定し、「特色ある学校づくりの推進」「開かれた学校づくりの推進」「都立高校の規模と配置の適正化の推進」「教育諸条件の整備」の4点を都立高校改革の基本的な方向と位置づけ改革を推進してきた。

そして、平成14年10月には、第一次・第二次における施策を引き続き推進するとともに、この間の社会状況の変化や国による学習指導要領の改訂、東京都教育委員会の教育目標の改定等、都立高校を巡る環境の変化を踏まえ、都立高校改革推進計画の集大成となる計画として、「新たな実施計画」を策定した。

新たな実施計画では、日本の未来を担う人間を育成する教育の推進、生徒の多様な希望にこたえる学校づくり、都民に信頼される学校経営の確立、地域とのパートナーシップを築く学校づくり、少子化時代の質の高い教育の場の確保、の5つの柱を施策の方向として都立高校改革を推進している。

(2) 体育・福祉高校の設置構想

平成9年1月の「都立高校長期構想懇談会答申」において、「体育に興味・関心をもつ生徒に対応するため、体育教育に力点をおく学校が必要である。」との構想が示され、平成9年9月の「高校改革推進計画・第一次実施計画」で、「体育高校」の設置構想が盛り込まれた。

この構想を具体化するに当たって、平成9年11月、東京都教育委員会は、「体育」に加え、都民要望の高い「福祉」の分野を取り入れた新しいタイプの高校として「体育・福祉高校」の検討を行なうため、基本計画検討委員会を設置し、平成10年11月「体育・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会報告書」を取りまとめた。

この基本計画を踏まえて、体育・福祉高校は、平成11年10月に策定した高校改革推進計画の第二次実施計画で計画化された。計画では、秋川高校の跡地126,785平方メートル(計画面積77,559平方メートル)という恵まれた敷地に、体育・福祉に関する専門学科高校として、18学級(各学年6学級)規模の施設・設備を整備し、平成18年度の開校予定としている。

2 体育・福祉高校設置計画と三宅島火山災害による秋川校舎の利用

(1) 秋川高校への三宅島民の避難と体育・福祉高校設置計画

平成 11 年 10 月策定された第二次実施計画で、秋川高校の敷地に体育・福祉高校を設置する計画が発表された翌年の平成 12 年 7 月、三宅島雄山が噴火し、同年 8 月には三宅島『島外避難』の決定がなされた。秋川高校の校舎や宿舎が三宅島の児童・生徒等の避難施設、教育施設として利用されることとなり、同年 9 月 4 日、三宅村の小・中学校及び三宅高校は秋川高校と校舎を共用し再開した。

秋川高校は、平成 13 年 3 月に閉校したが、三宅島の児童・生徒の避難に伴う校舎等の利用は継続することとなった。

上述の経緯の中で、体育・福祉高校設置のために必要な準備である校舎の改修並びに専門教育に相応しい運動施設や福祉関係の実習室等の整備は中断せざるを得ず、現在に至っている。

このような状況を受けて、平成 14 年 10 月策定の「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」では、『体育・福祉高校は、秋川高校跡地に設置する計画ですが、現在三宅島関係者が秋川高校跡地を利用している中で、今後の在り方については、改めて検討することとします。』としている。

(2) 三宅島帰島に向けての動きと今後の秋川高校跡地の活用

国、都、三宅村は、平成 15 年 10 月、「三宅島帰島プログラム準備検討会」を設置し、帰島に向けて必要な各種対策や課題について検討し、平成 16 年 3 月、準備検討会報告書を取りまとめた。

平成 16 年 7 月 20 日、三宅村は、平成 17 年 2 月の『避難指示解除』に向けて「帰島に関する基本方針」を発表し、帰島実現に向けて本格的準備が始まった。

今後、帰島に向けて三宅村が行う詳細調査により明らかになるはずであるが、生徒の帰島についての対応は、家族の状況や生徒の実態によって様々なケースが想定される。

帰島プログラム準備検討会報告書の中では、帰島対策に合わせて、直ちに帰島できない生徒などへの対応として、「帰島に際して就学上の理由から生徒が保護者とともに帰島することが困難である場合に対応して、秋川宿舎への受入れや秋川校舎を活用した就学確保措置を検討する。」とし、以下のとおり、避難指示解除後も一定期間の秋川高校跡地の利用を想定している。

今後、『避難指示解除』となった場合、想定しておくべき検討事項としては次のことがあげられる。

三宅高校以外の高校に通学する生徒で、避難解除後も保護者とともに帰島できない生徒等に対する旧秋川高校の宿舎等の活用について

現在三宅高校に通学する生徒で、就学上の理由等で帰島が困難な生徒に対する就学確保対策について

三宅村において、帰島のための『避難指示解除』となった場合、就学上の理由等によって帰島が困難な生徒や、島の生活基盤が整うまでの間、帰島を見合わせる生徒などが想定される。

また、火山ガスの放出が続く中での帰島であることを考えると、帰島した生徒が健康上の理由により一時的に都内に戻って来なければならないケースなども考えられる。

こうした生徒の就学機会の確保や円滑な帰島に向けての支援の観点から、なお引き続き旧秋川高校の校舎や宿舍の活用を検討することが必要であり、体育・福祉高校の設置計画は、いつの時期に秋川高校跡地に設置することができるか見通しのつかない状況にある。

3 体育・福祉高校設置に関する都民の期待

平成 13 年 10 月に実施した「都立高校に関する都民意識調査」において調べた「今後つくっていくべき都立高校」のニーズは、新たなタイプの学校について、以下のとおりとなっている。

国際感覚と外国語能力に育成に重点をおく国際高校 26.3%

福祉や看護に重点をおく福祉高校 18.2%

技術者としての専門的知識・技術の習得に重点をおく科学技術高校 17.7%

大学進学に重点をおく高校 12.7% となっている。

その他、「理数系の能力の育成に重点をおく高校」(9.1%)、「体育高校」(8.3%)、「芸術高校」(6.2%)などとなっている。

体育・福祉に関する都民のニーズは、合わせて 26.5%に達し、前回調査（平成 8 年度）の 24.2%に比べ若干増加しており、都民や生徒のニーズは、依然として高いといえる。

4 都立高校改革推進計画と体育・福祉に関する学科等の整備状況

(1) 体育・福祉高校設置計画時の学科等の整備状況

専門学科である『体育学科』については、昭和 25 年に開設された駒場高校の保健体育科 1 学級(3 学年で 3 学級規模)だけであった。体育に特色を持つ教育課程としては、外に、普通科の中で体育に多くの単位数を配分する体育系の『コース』があり、平成 6 年度から南高校で 1 学級(3 学年で 3 学級規模)、平成 8 年度から野津田高校で 2 学級(3 学年で 6 学級規模)が開設され、体育に特色を持つ学校の全体の規模は、3 校 4 学級(3 学年で 12 学級規模)であった。

一方、都立高校において専門学科である『福祉学科』の設置はなかったが、福祉に特色を持つ教育課程としては、普通科の中で看護・医療、福祉に関して多くの単位数を配分する看護・福祉系の『コース』があり、平成5年度から大泉学園高校で1学級(3学年で3学級規模、なお、平成9年度からは各学年2学級に増やし、3学年で6学級規模)と清瀬東高校に1学級(3学年で3学級規模)、平成6年から南高校で1学級(3学年で3学級規模)、平成8年から野津田高校で1学級(3学年で3学級規模)が開設され、看護・福祉に特色を持つ学校の全体の規模は4校5学級(3学年で15学級規模)であった。

(2) 体育及び福祉に関する学科等の整備の進捗^{ちやく}と今後の見通し

体育・福祉に特色を持つ学校の整備・拡充として、都立高校改革推進計画の着実な進捗^{ちやく}に伴い、体育・福祉に特色を持つ教育課程として、総合学科高校の「系列」及び単位制普通科高校の「類型」の整備が明らかになり、体育及び福祉に関する生徒のニーズにこたえる教育課程を持つ学校の整備が大幅に進むこととなった。

第一次、第二次実施計画で計画した総合学科高校及び単位制高校の中で、平成14年度に開校したつばさ総合高校に、『体育・スポーツ系列』が各学年2学級相当(6学級規模相当)設置され、平成16年度に開校した杉並総合高校には、福祉関係の選択科目を含む『人間・文化系列』が、各学年2学級相当(6学級規模相当)で設置された。

平成17年度に開校を予定している高校としては、若葉総合高校が福祉関係の選択科目を含む「人間探究系列」を設置する外、美原高校には、体育及び福祉に関する科目群、大泉桜高校には、福祉に関する科目群が設けられる予定である。

平成18年度以降に開校予定の、第二次実施計画において計画化された総合学科高校や単位制高校についても、生徒の実態やニーズにこたえて、体育・スポーツや看護・医療・福祉に関する系列や類型を特色とした学校として整備する基本計画が策定されている。また、新たな実施計画では、更に2校の総合学科高校の設置を計画しており、これらの学校の教育課程の特色については今後の基本計画検討委員会の検討を経て決められていくことになるが、これらの学校においても体育又は福祉に関する系列が設置される可能性がある。

これら、体育又は福祉を特色とする学科、コース、系列、類型を持つ学校の整備状況及び計画は、(表1-1、1-2)のとおりである。

開校している学校及び、既に基本計画が策定され、教育課程の特色が明らかとなっている学校の、体育又は福祉に特色を持って整備される学級数について、体育・福祉高校の設置計画策定当時の学級数と比較すると、(表2)のとおり、体育では2.5倍、福祉では3.2倍となり、整備拡充が進んでいる。

(表1-1) 【体育に関する学科等の整備状況及び計画】

校名	設置・(計画年度)	整備する系列等	募集規模
駒場高校	昭和25年度	保健体育科	1学級
野津田高校	平成8年度	健康ｽｰｯｺｰｽ	2学級
つばさ総合高校	平成14年度	ｽｰｯ・健康系列	2学級相当
葛飾地区総合学科	(平成19年度)	ｽｰｯ・健康系列	1学級相当
東久留米地区総合学科	(平成19年度)	健康・ｽｰｯ系列	1学級相当
世田谷地区総合学科	(平成20年度)	健康・福祉系列	1学級相当
美原高校	(平成17年度)	ｽｰｯ科目群	2学級相当

世田谷地区総合学科は、体育と福祉で1学級相当

(表1-2) 【福祉に関する学科等の整備状況及び計画】

校名	設置・(計画年度)	整備する系列等	募集規模
野津田高校	平成8年度	看護福祉コース	1学級
杉並総合高校	平成16年度	人間・文化系列	2学級相当
若葉総合高校	(平成17年度)	人間探究(福祉)系列	2学級相当
青梅地区総合学科	(平成18年度)	生活科学(福祉)系列	2学級相当
東久留米地区総合学科	(平成19年度)	看護・福祉系列	1学級相当
世田谷地区総合学科	(平成20年度)	(健康・福祉系列)	(1学級相当)
美原高校	(平成17年度)	生活・福祉科目群	2学級相当
大泉桜高校	(平成17年度)	福祉科目群	2学級相当
台東地区単位制	(平成18年度)	保育・福祉科目群	2学級相当
板橋地区単位制	(平成19年度)	人文・芸術(福祉)科目群	2学級相当

町田地区総合学科22年度・北地区総合学科23年度設置予定

(表2) 【設置計画策定当時と整備計画の学級数比較】

[単位:学級]

区分	専門学科		コース制		系列・類型		合計	
	体育	福祉	体育	福祉	体育	福祉	体育	福祉
計画策定当時	3	0	9	15	0	0	12	15
現状(16年4月)	3	0	6	6	6	6	15	12
推進計画	3	0	6	3	21	45	30	48

第2 体育・福祉高校の今後のあり方について

1 体育・福祉高校の見直しの考え方と今後のあり方

三宅村は、平成16年7月に帰島方針を発表し、現在、帰島準備を進めているが、三宅島の高校生の中には、健康上に理由などによって直ちに帰島できない生徒もあり、今後、生徒の就学機会の確保の観点から、なお引き続き旧秋川高校の校舎や宿舍の活用を検討することが必要である。

このため、旧秋川高校の校舎や宿舍は、帰島後においても一定期間の活用が必要であることから、都立高校改革推進計画において、秋川高校跡地に計画した体育・福祉高校の今後のあり方について検討した。

(1) 体育・福祉高校の見直しの考え方

体育・福祉に関する学科等については、都立高校改革推進計画の進行に伴い、新しいタイプの高校の開校や今後設置する学校の準備が進められ教育内容の特色が明らかになる中で、一般的な興味・関心から体育・福祉に関する学習を希望する生徒に対しては、都内各地に設置される多くの総合学科高校や単位制普通科高校において体育・福祉に関する系列や類型の整備が進められてきており、特定の地域に体育・福祉に関する単独の新設校を設置する必要性は薄れてきている。

整備（予定）状況は、体育・福祉高校の設置計画時と比べ、体育では2.5倍、福祉では3.2倍の設置規模となり、体育・福祉に関する生徒の一般的な学習ニーズに幅広く対応できる体制が整備されるようになり、量的整備は整ってきている。

しかし、より深く専門的な学習を希望し、将来、専門的分野に進路を目指す生徒の学習ニーズに応える専門学科の整備は進んでおらず、その対応について検討する必要がある。

一方、平成13年10月実施の「都民意識調査」によると、体育・福祉に関する都民や生徒のニーズは依然として高いという結果となっている。こうした状況の中では、多様な形態で学習要望に応えることが必要である。

体育・福祉高校の見直しに当たっては、体育・福祉高校が目指した生徒を育成の理念とねらいを精査し、整備の必要な事項については、対応策を講じる必要がある。

また、必要な事項については、都民や生徒のニーズを踏まえて当初設置を計画した18年度に可能な限り近い時期に、体育・福祉に関する専門学科を整備する必要がある。

(2) 体育・福祉高校の今後のあり方（体育・福祉に関する特色ある教育の充実）

生涯学習社会への対応や、本格的高齢社会の到来を目前にして、生涯体育・スポーツの時代に指導的役割を果たすことのできる人材や、福祉のニーズに対応できる技術と能力を持った人材を育成する必要性は高まっている。こうした社会的要請に応えて、体育・福祉の分野のスペシャリストとしての基礎を涵養する教育を充実し、社会に貢献できる人材を育成することが必要である。

「体育・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会報告書」は、体育学科と福祉学科を設置して、体育・スポーツや健康づくり、看護・福祉などへの一般的な興味・関心から体育・福祉の学習を希望する生徒の育成とともに、スポーツ種目において高い競技力を持ち、将来スポーツ選手として活躍する人材や、生涯スポーツの振興・発展の面で指導的役割を担える人材、また、社会福祉への理解を深め、将来、福祉や医療等に関する専門的業務に従事する人材、介護福祉士国家試験の受験資格を取得し、福祉の分野のスペシャリストとして活躍する人材などの育成を目指している。

体育・福祉高校の今後のあり方については、体育・福祉高校が当初計画で目指した生徒育成の理念とねらいを受け継ぎ、多くの学校が多様な形態で生徒の学習ニーズに対応できるようにすることが必要である。

一般的な興味・関心から体育・福祉の学習を希望する生徒の育成については、総合学科高校や単位制高校の体育・福祉に関する系列や類型の整備充実していくことによって対応することが可能である。

しかし、体育・福祉に関してより深く専門的に学習し、将来、体育や福祉の専門的分野への進路を目指す生徒の育成については、普通教育と専門教育を総合的に行う総合学科高校や普通科の単位制高校では必ずしも十分ではない。こうした生徒の学習ニーズにこたえるための対応策を講ずる必要がある。また、多摩地区に体育学科の設置、都内で初めての福祉学科の設置という当初計画のねらいは尊重すべきである。

体育・福祉高校については、これらの状況を踏まえ、秋川高校跡地に計画した単独の新設校の設置計画を見直し、対応策として、平成18年度を目途に、他の都立高校の学科の改編等により体育及び福祉に関する専門学科を整備し、都民や生徒の期待にこたえていく必要がある。

2 他の都立高校を活用した体育・福祉に関する学科設置

体育・福祉高校の今後のあり方を踏まえ、他の都立高校を活用した体育・福祉に関する学科の設置の可能性について検討した。

(1) 体育・福祉に関する専門学科の設置

他の都立学校を活用した体育・福祉に関する専門学科の設置については、都立唯一の体育系専門学科である「駒場高校」の『保健体育科』の学級増等の拡充、施設面の優れた「つばさ総合高校」の『スポーツ・健康系列』の学科改編、普通科コース制による体育と福祉の教育実践の実績のある「野津田高校」の『健康スポーツコース及び看護福祉コース』の学科改編の可能性について検討の対象とした。

「駒場高校」の『保健体育科』の学級増

駒場高校は、従来から保健体育科を設置し、充実した体育施設を有しているが、保健体育科 1 学級の他に普通科 7 学級を併置する 8 学級規模(3 学年で 24 学級規模) の大規模校であり、現在の規模、また、進学校としての実績から、現状での学級増又は普通科の学科改編は困難である。なお、駒場高校においては、福祉に関する教育実践は行われていない。

駒場高校については、今後、都立高校改革推進計画で平成 22 年度に予定している総合芸術高校の開校に伴う現・芸術高校の移転を視野に、保健体育科の充実について別途検討していく必要がある。

「つばさ総合高校」の『スポーツ・健康系列』の学科改編

平成 14 年度開校のつばさ総合高校は、スポーツ・健康系列に多くの体育系及び福祉に関する専門科目を設置し、400Mトラックや 2 つの体育館など都立高校屈指の優れた魅力的な施設を有しているが、総合学科高校として完成規模になったところである。現在、その成果の定着を図る時期であり、現段階での学科改編・専門学科の併設は難しい。

つばさ総合高校については、今後、入学者の科目選択の動向を見ながら、体育・福祉分野の充実を支援していく必要がある。

「野津田高校」の『健康スポーツ及び看護福祉コース』の学科改編

体育・福祉高校の計画地と同じ多摩地域に所在する野津田高校は、平成 8 年度から健康スポーツ及び看護福祉の両コースを導入し、元々 30 学級規模の大規模校として設計された施設を活用しながら体育及び福祉の専門教科・科目の教育実践を積み重ねてきている。専門学科への改編に当たって必要な施設面の整備や、専門教育のノウハウについての一定の基盤整備が行われるとともに、学校においても既に学科改編の内部検討が行なわれているなど、特段の支障が認められないことから、平成 18 年度を目途に学科改編を行うことが可能である。

これらの高校を比較すると、「駒場高校」「つばさ総合高校」は、いずれも区部にあり、「駒場高校」については、教育実績から体育に関する学科のみの設置となり、「つばさ総合高校」については、生徒のニーズに幅広くこたえることを目的として新たに設置した総合学科から専門学科への改編となるため、現状において直ちに改編等を行うことは困難である。

一方、「野津田高校」については、『健康スポーツコース』及び『看護福祉コース』による教育実践の上に、特段の支障なく学科改編により体育・福祉に関する専門学科を設置することができる。

また、地域バランスを考慮し、多摩地区に体育学科の設置及び都内で初めての福祉学科を設置するという体育・福祉高校の当初計画を踏まえると「野津田高校」の学科の改編が対応策として最適である。

(2) 体育・福祉に関する学科の規模等

体育・福祉高校の対応策としての、学科改編による専門学科の設置規模については、総合学科や単位制普通科高校での体育や福祉に関する系列や類型の整備状況を踏まえて、学科改編により設置する専門学科については、より深く専門的な学習を希望する生徒に焦点を合わせた教育課程の編成を行うこととし、体育学科2学級、福祉学科1学級規模とすることが適当である。

また、学科改編に当たっては、以下の条件整備を行うことが必要である。

施設設備については、体育学科(仮称)は、校内の施設の有効活用を図り、円滑な教育活動ができるよう、体育施設の改修を検討し、可能な範囲での整備を行う。福祉学科(仮称)は、他の施設の転用などにより、福祉関係実習室の改修・整備を行う。

人的整備については、体育・福祉に関する専門学科の運営のために必要かつ適切な人材の配置等について配慮する。

また、体育・スポーツ及び看護・福祉等の分野で経験のある優れた人材の配置などについて支援する。

市民講師などの活用とともに教材研究、教育課程の整備などにより、専門学科の授業改善等を促進することができるよう検討する。

参 考

【体育・福祉高校基本計画及び代替案における設置規模の考え方】

体育・福祉高校基本計画			既設校学科改編		規模に対する考え方
設置学科	規模	育てたい生徒像	改編学科	規模	
スポーツ 科学科 (仮称)	4学級	専門スポーツ・指導者系 2学級	体育学科 (仮称)	2学級	学科改編により専攻スポーツ種目等の指導体制の充実など
		スポーツ健康増進系 2学級			他の総合学科高校・単位制高校の系列・類型で対応
福祉学科 (仮称)	2学級	資格取得等専門系 1学級	福祉学科 (仮称)	1学級	学科改編により介護福祉士の資格取得等専門課程の充実など
		福祉意識養成系 1学級			他の総合学科高校・単位制高校の系列・類型で対応

体育・福祉高校あり方検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 体育・福祉高校の計画について、現在三宅島関係者が秋川高校跡地を利用している中で、今後のあり方を改めて検討するため、「体育・福祉高校あり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 体育・福祉高校の今後のあり方に関すること。
- (2) その他検討を要すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

なお、東京都教育庁参事の職にある者であって、都立学校改革推進を担当するものについては、東京都教育庁都立学校改革推進担当部長の職にある者と見なす。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、東京都教育庁都立学校改革推進担当部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、東京都教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成16年9月30日までとする。

(幹事会)

第6条 委員会に、専門的事項を調査検討するための幹事会を置くことができる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第8条 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については原則として公開するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務部高等学校教育課都立高校改革推進担当が担当する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月31日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

別表 1

東京都教育庁総務部長

東京都教育庁学務部長

東京都教育庁都立学校改革推進担当部長

東京都教育庁人事部長

東京都教育庁指導部長

体育・福祉高校あり方検討委員会 委員名簿

番号	氏名	所属・職名	備考
1	比留間英人	東京都教育庁総務部長	
2	山際 成一	東京都教育庁学務部長	
3	山川信一郎	東京都教育庁都立学校改革推進担当部長	委員長 ~ 16.7.31
	伊藤 一博	東京都教育庁参事(都立学校改革推進担当)	委員長 16.8.1 ~
4	臼井 勇	東京都教育庁人事部長	~ 16.7.31
	江連 成雄	東京都教育庁人事部長	16.8.1 ~
5	近藤 精一	東京都教育庁指導部長	副委員長

体育・福祉高校あり方検討委員会幹事会 設置要綱

(設置)

第1条 体育・福祉高校あり方検討委員会設置要綱第6条に基づき、幹事会を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、体育・福祉高校に関する次に掲げる事項について専門的、具体的に検討し、その結果を体育・福祉高校あり方検討委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

- (1) 体育・福祉高校の今後のあり方に関すること。
- (2) その他検討を要すること。

(構成)

第3条 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

(幹事長等)

第4条 幹事会に幹事長を置き、教育庁都立高校改革推進担当課長の職にある者のうち1名をもって充てる。なお、教育庁学務部副参事のうち、都立高校改革推進を担当職務とする者については、都立高校改革推進担当課長の職にある者とみなす。

- 2 幹事長は、幹事会を主宰し、会務を総括する。
- 3 幹事会に副幹事長を置き、教育庁指導部主任指導主事の職にある者のうち1名をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 幹事会の設置期間は、幹事会が設置された日から委員会に最終報告する日までとする。

(意見聴取)

第6条 幹事会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第7条 幹事会の会議は、原則として非公開とする。ただし、幹事会の会議要旨と会議資料については原則として公開するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、学務部高等学校教育課都立高校改革推進担当が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項は、幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月31日から施行する。

別表 2

教育庁総務部教育政策室企画担当課長

教育庁総務部教育政策室予算担当課長

教育庁総務部契約管財課長

教育庁学務部高等学校教育課長

教育庁学務部義務教育心身障害教育課長

教育庁学務部学校健康推進課長

教育庁学務部営繕課長

教育庁学務部都立高校改革推進担当課長

教育庁学務部副参事（施設調整担当）

教育庁学務部副参事（三宅担当）

教育庁人事部人事計画課長

教育庁指導部指導企画課長

教育庁指導部高等学校教育指導課長

教育庁指導部主任指導主事（体育・健康教育担当）

教育庁指導部主任指導主事（高校教育改革担当）

体育・福祉高校あり方検討委員会幹事会 幹事名簿

番号	氏名	所属・職名	備考
1	伊東みどり	教育庁総務部教育政策室企画担当課長	～16.3.31
	前田 哲	教育庁総務部教育政策室企画担当課長	16.4.1～
2	小泉 健	教育庁総務部教育政策室予算担当課長	～16.7.31
	小菅 政治	教育庁総務部教育政策室予算担当課長	16.8.1～
3	船倉 正実	教育庁総務部契約管財課長	～16.7.31
	磯貝 達男	教育庁総務部契約管財課長	16.8.1～
4	中嶋 毅	教育庁学務部高等学校教育課長	～16.7.31
	廣瀬 丈久	教育庁学務部高等学校教育課長	16.8.1～
5	関 互	教育庁学務部義務教育心身障害教育課長	～16.7.31
	内藤 敏也	教育庁学務部義務教育心身障害教育課長	16.8.1～
6	田原なるみ	教育庁学務部学校健康推進課長	～16.3.31
	清古 愛弓	教育庁学務部学校健康推進課長	16.4.1～
7	梅野 陽	教育庁学務部営繕課長	～16.7.31
	常盤 武司	教育庁学務部営繕課長	16.8.1～
8	前田 哲	教育庁都立高校改革推進担当課長	～16.3.31
9	田草川政豊	教育庁都立高校改革推進担当課長	幹事長
10	内田 光夫	教育庁学務部副参事（施設調整担当）	～16.7.31
	金森 実	教育庁学務部副参事（施設調整担当）	16.8.1～
11	田中 泰史	教育庁学務部副参事（三宅担当）	～16.3.31
	長谷川憲二	教育庁学務部副参事（三宅担当）	16.4.1～
12	森口 純	教育庁人事部人事計画課長	～16.7.31
	中島 毅	教育庁人事部人事計画課長	16.8.1～
13	巽 公一	教育庁指導部指導企画課長	
14	賀澤 恵二	教育庁指導部高等学校教育指導課長	
15	薄井 和久	教育庁指導部主任指導主事（体育・健康教育担当）	～16.3.31
	三田 清一	教育庁指導部主任指導主事（体育・健康教育担当）	16.4.1～
16	小山 利一	教育庁指導部主任指導主事（高校教育改革担当）	副幹事長